

令和2年2月市議会総務委員会資料

第35号議案 長崎市職員互助会条例の一部を改正する条例

目次

- 1 条例改正の概要..... 1ページ
 - (1) 改正理由・内容
 - (2) 施行期日

- 2 長崎市職員互助会条例 新旧対照表..... 2ページ

- 3 関係法令..... 2～3ページ
 - (1) 地方自治法
 - (2) 地方公務員法

総 務 部
令和2年2月



1 条例改正の概要

(1) 改正理由・内容

長崎市職員互助会（以下「互助会」という。）の会員については、長崎市職員互助会条例に基づき地方自治法（以下「自治法」という。）第204条第1項の規定による本市の職員及び市長が別に定める者（病院機構職員等）としている。

今回、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）により、令和2年4月1日から互助会の会員を規定する条文に引用している自治法第204条第1項の規定に「会計年度任用職員」が新たに追加される。この会計年度任用職員の前身である嘱託員や同法により採用条件が厳格化される臨時的任用職員については、現在も互助会の会員ではないことから、引き続き互助会の会員としないこととする。

これらのことに伴い、長崎市職員互助会条例における関係条文を整理し、併せて、長崎県教職員互助組合に加入している長崎市教育委員会の教諭等に係る所要の整備をする。

(2) 施行期日

令和2年4月1日（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の該当部分に係る施行期日と同日）

※参考 【互助会の概要】（令和2年1月1日現在）

ア 会員数：4,124人

イ 給付事業

（ア） 結婚、出産、入学、卒業祝金及び退会給付金

（イ） リフレッシュ旅行補助金、長期在会者招待旅行補助金

（ウ） 職場レクリエーション助成金 など

ウ その他

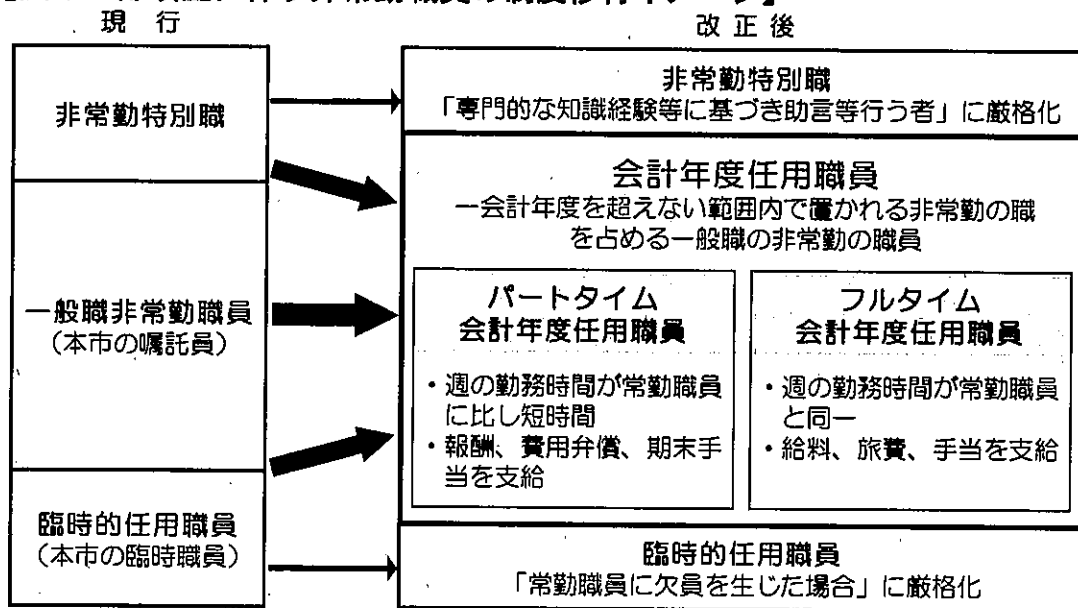
（ア） 職員グループ保険、市長会保険・年金等の取扱

（イ） 一般の生命保険等の団体取扱

（ウ） V・ファーレン長崎のシーズンパス、法人映画観賞券の販売等

（エ） 職員体育部・職員教養部への助成 など

【法の一部改正に伴う非常勤職員の制度移行イメージ】



2 長崎市職員互助会条例 新旧対照表

現行	改正 (案)
<p>(設置) 第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)の精神にのっとり、職員等の福祉の増進を図るため、本市に長崎市職員互助会(以下「互助会」という。)を設置する。</p> <p>(組織) 第2条 互助会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項の規定による本市の職員及び市長が別に定める者(以下「会員」という。)をもって組織する。</p> <p>第3条から第6条まで [略]</p>	<p>(設置) 第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)の精神にのっとり、職員等の福祉の増進を図るため、本市に長崎市職員互助会(以下「互助会」という。)を設置する。</p> <p>(組織) 第2条 互助会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項の規定による本市の職員(次の各号のいずれかに該当する職員を除く。)及び市長が別に定める者(以下「会員」という。)をもって組織する。</p> <p>(1) <u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u></p> <p>(2) <u>法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員</u></p> <p>(3) <u>長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成3年長崎市条例第14号)第2条に規定する学校職員(長崎県教職員互助組合(長崎県教職員互助組合に関する規則(昭和36年長崎県教育委員会規則第4号)第1条に規定する長崎県教職員互助組合をいう。)の組合員である職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。)</u></p> <p>第3条から第6条まで [略]</p>

3 関係法令

(1) 地方自治法(抜粋)

改正前	改正後
<p>(給料、手当及び旅費) 第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあっては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。</p> <p>2 [略] 3 [略]</p>	<p>(給料、手当及び旅費) 第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員(教育委員会にあっては、教育長)、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。</p> <p>2及び3 [略]</p>

(2) 地方公務員法 (抜粋)

改正前	改正後
(新設)	<p>(会計年度任用職員の採用の方法等)</p> <p>第22条の2 次に掲げる職員(以下この条において「会計年度任用職員」という。)の採用は、第17条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。</p> <p>(1) 1 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職(第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を除く。)(次号において「会計年度任用の職」という。)を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの</p> <p>(2) 会計年度任用の職を占める職員であって、その1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの</p> <p>2から7まで [略] (臨時的任用)</p> <p>第22条の3 [略]</p> <p>2及び3 [略]</p> <p>4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、当該臨時的任用を6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。</p> <p>5及び6 [略]</p>